

医療法人平成会小島病院（以下、当院）では「保険医療機関及び保険医療担当規則等」に基づき、以下の算定を行っています。

＜電子的診療情報連携体制整備加算＞

当院では、より安全で質の高い医療を提供するため、上記加算の算定要件を満たす体制を整えています。

- 1.オンライン請求を行っています。
- 2.オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 3.電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しています。
- 4.診療報酬明細書の無料交付・その旨の院内掲示を行っています。
- 5.マイナンバー保険証使用率（30%以上）
- 6.マイナンバーカードの利用についてお声掛け、ポスター掲示を行っています。
- 7.マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載しています。

2026年診療報酬改定に伴い、
入院診療では「電子的診療情報連携体制整備加算2」を、外来診療では「電子的診療情報連携体制整備加算3」を2026年6月1日より算定しております。

＜特定機能病院等紹介患者受入加算＞

当院は、他の保険医療機関等からの紹介状をお持ちの患者様を積極的に受け入れ、地域医療機関との連携を推進しております。紹介状をご持参いただくことで、これまでの治療経過や検査結果等を踏まえ、円滑かつ適切な診療を行うことができます。

また、必要に応じて専門的な検査・治療が可能な医療機関への紹介を行い、地域における医療連携に取り組んでおります。

＜ベースアップ評価料＞

当院では、患者様への医療の質の維持と向上、およびスタッフの処遇改善を目的として、厚生労働省が定める『ベースアップ評価料』を算定し、職員の賃金改善（ベースアップ）を実施しております。

＜後発医薬品使用体制加算（外来後発医薬品使用体制加算も同様）＞

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

医療法人平成会小島病院 院長